別記第９号様式

岐阜県福祉・農業会館管理運営業務に関する共同体協定書

（目的）

第１条　当共同体は、岐阜県知事から岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和３９年岐阜県条例第１号）第３条の２第３項の規定による指定管理者の指定（以下「指定」という。）を受けて行う岐阜県福祉・農業会館の管理運営業務及び当該業務の附帯業務（指定に係る申請その他の準備行為及び当該管理運営業務の実施に係る岐阜県との協定締結その他の準備行為を含む。）を、共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同体は、　　　　　　　　　　（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を岐阜県　　　　　　　　　　に置く。

（成立及び解散の時期）

第４条　共同体は、本協定書の締結の日に成立する。

２　共同体は、指定の期間の終了後、当該期間の最後の年度について地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第７項の規定により事業報告書を提出し、その報告内容について岐阜県の承認が得られるまで、解散しない。

３　前項の規定にかかわらず、共同体は、他の法人その他の団体が指定を受けたとき、又は構成員の脱退若しくは除名により当該共同体の構成員が１団体となるときは、解散する。

（構成員）

第５条　共同体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（代表団体）

第６条　共同体は、　　　　　　　　　　を代表団体とする。

２　前項の代表団体は、次の権限を有するものとする。

(１)

(２)

(３)

（構成員の出資の割合）

第７条　構成員の出資の割合は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員の名称 | 出資の割合 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

２　共同体から脱退し、又は除名した構成員がある場合における他の構成員の出資の割合は、岐阜県及び当該他の構成員の協議により定めるものとする。

（構成員の業務分担及び責任）

第８条　構成員は、共同体の業務を次の表のとおり分担し、責任を持って履行するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員の名称 | 分担する業務 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

２　構成員は、前項の業務の履行及びその履行に伴い共同体が負担すべき債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

第９条　共同体の取引金融機関は、　　　　　　とし、共同体の名称を冠した代表団体名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１０条　共同体は、毎会計年度終了後に決算する。

２　共同体の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（構成員の損益分配の割合）

第１１条　共同体の決算において生じた損益は、第７条に規定する出資の割合により、構成員に分配するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１２条　本協定書に基づく共同体及び構成員の権利義務は、他者に譲渡することができない。

（構成員の脱退）

第１３条　構成員は、やむを得ない事由があるときは、共同体を脱退することができる。

２　前項の場合のほか、構成員は、破産手続開始の決定を受けたことをもって脱退する。

（構成員の除名）

第１４条　構成員の除名は、正当な事由がある場合に限り、あらかじめ岐阜県の承認を得て、他の構成員の一致によりすることができる。

２　前項の規定により構成員を除名したときは、その旨を当該構成員に通知しなければならない。

（代表団体の変更）

第１５条　構成員の代表団体が共同体から脱退し、若しくは除名され、又は代表団体としての責務を果たせなくなったときは、あらかじめ岐阜県の承認を得て、当該代表団体を変更することができるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１６条　本協定書に定めのない事項については、構成員の協議により定めるものとする。

　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　及び　　　　　　　　　　は、上記のとおり岐阜県福祉・農業会館管理運営業務に関する共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印した上、各自１通を所持し、１通を岐阜県へ提出するものとする。

　　　　　年　　月　　日

所在地

名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

備考　１　共同体で申請する場合には、この様式を参考に、当該共同体に係る協定書を作成してください。

２　代表団体の出資の割合又は責任の程度が最大であることが明確となるように、関係条項を規定してください。